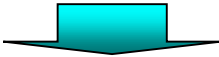


件名	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>県条例と同様の規定を盛り込んだ動物の愛護及び管理に関する条例を制定した松山市の区域を県条例の適用除外地域とするため、所要の改正を行う。</p> <p>〔現行〕 事務処理の特例に基づき、次の認可事務等について権限移譲 危険な動物の飼養又は保管に係る許可及び協議（第10条関係） 危険な動物の飼養又は保管に係る変更許可（第13条関係） 危険な動物の飼養又は保管に係る届出（第14条関係） 危険な動物の飼養又は保管に係る許可の取消し（第18条関係） 危険な動物の逸走時の通報の受理並びに捕獲及び収容（第19条第1・2項関係） 野犬等の捕獲及び収容（第19条第3項関係） 危険な動物又は野犬等の収容時に公示（第20条関係） 危険な動物又は犬の事故時の措置（第21条関係） 動物の所有者等に対する指導及び勧告（第23条関係） 危険な動物以外の動物や犬の所有者等に対する措置命令（第24条関係） 報告の徴収及び立入調査等（第25条関係）</p>  <p>〔改正〕 松山市の区域を適用除外とする。 （適用除外） 第28条 この条例の規定は、松山市の区域については、適用しない。</p>	
施行日	平成16年7月1日
<p>松山市動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年松山市条例第13号） 16年3月22日公布 16年7月1日施行予定</p> <p>〔条例制定の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12年4月の中核市移行に伴い、16年度までに市の行政組織を総合的、体系的に整備するとともに、動物の愛護の事務を保健所に行わせることとし、保健衛生に係る事務を統一的に行う体制の構築 ・市に猫に関する苦情が多数寄せられた現状から、市条例において、県条例にないこの飼い主の遵守事項を規定（努力義務） <p>平成16年度保健所政令市権限委譲事務交付金（16年度当初予算） 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務（4～6月分） 167千円</p>	